

平成 21 年 2 月 13 日

各 位

会 社 名 日本セラミック株式会社  
代表者名 代表取締役社長兼会長 谷口 義晴  
(コード番号 6929 東証第 1 部 大証第 1 部)  
問合せ先 取締役 総務部長 米澤 泰  
(TEL. 0857 - 53 - 3600 )

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 21 年 3 月 27 日開催予定の第 34 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 定款変更の目的

- (1) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成 16 年法律第 88 号)(以下「決済合理化法」という。)が平成 21 年 1 月 5 日に施行されたことにより、上場会社の株券の電子化が実施されたことに伴い、決済合理化法附則第 6 条第 1 項に定める「みなし定款変更」および決済合理化法の施行とともに「株券等の保管及び振替に関する法律」が廃止されたことから、現行定款規定の無効な定めを削除するとともに所要の変更を行うものであります。
- (2) また、本変更に係る経過的な措置を定めるため附則を設けるものです。(変更案附則 15.、15. - 2 及び 15. - 3)

#### 2. 定款変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第 1 条～第 5 条 (条文省略)	第 1 条～第 5 条 (現行どおり)
第 2 章 株 式	第 2 章 株 式
(発行可能株式総数)	(発行可能株式総数)
第 6 条 (条文省略)	第 6 条 (現行どおり)
<u>(株券の発行)</u>	
第 7 条 当社は、株式に係る株券を発行す	(削除)

る。

(自己の株式の取得)

第8条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

(単元株式数及び単元未満株券の不発行)

第9条 当社の単元株式数は、100株とする。

② 当社は、第7条の規定にかかわらず、単元株式数に満たない数の株式(以下「単元未満株式」という。)に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りでない。

(単元未満株主の権利)

第10条 当社の単元未満株式を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 第11条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増し)

第11条 当社の単元未満株式を有する株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿管理人)

第12条 当社は、株主名簿管理人を置く。  
② 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。  
③ 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成並びに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取り扱わない。

(自己の株式の取得)

第7条 (条文省略)

(単元株式数)

第8条 当社の単元株式数は、100株とする。

(削除)

(単元未満株式についての権利)

第9条 当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増し)

第10条 (条文省略)

(株主名簿管理人)

第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。  
② 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。  
③ 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びにこれらの備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取り扱わない。

<p>第13条～第48条 (条文省略)</p>	<p>第12条～第47条 (現行どおり)</p>
<p>附則1. ～14. (条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>附則1. ～14. (現行どおり)</p> <p><u>15. 本定款は、平成21年3月27日より改定実施する。</u></p> <p><u>15. - 2 当社の株券喪失登録簿の作成及び備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取り扱わない。</u></p> <p><u>15. - 3 前項及び本項は、平成22年1月5日までを有効とし、同日の経過をもって前項及び本項を削除する。</u></p>

### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成21年3月27日(金曜日)

定款変更の効力発生日 平成21年3月27日(金曜日)

以 上